

29 高教福第1418号

平成30年3月30日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

### 育児休暇等に係る改正について（通知）

このことについて、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（平成6年高知県人事委員会規則第48号）及び「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」（平成6年12月21日付け6 高人委第281号高知県人事委員会委員長通知）が改正されました。

改正後の内容等については、下記のとおりですので、貴管内の教職員に周知してください。

### 記

#### 1 改正内容

##### （1）特別休暇（育児）について

- ① 育児休暇を取得することができる場合について、現行の「生後1年6月に達しない生児を育てる場合」から「生後2年に達しない生児を育てる場合」に拡大する。
- ② 生後1年6月以上2年未満の生児に係る育児休暇の承認を与える期間は、1回につき30分ずつの1日2回（連続して与えることも可能）とする。

##### （2）介護保険法等の改正に伴う通知の改正について

介護保険法改正による介護医療院制度の創設に伴い、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）」の第7の第5項第4号カに介護医療院を追加する。

#### 2 施行日

平成30年4月1日

新 旧 対 照 表

新

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(抜粋)

本則

(特別休暇)

第 12 条 条例第 15 条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。

原因	承認を与える期間
(1)～(14) 略	略
(15) 育児(職員が生後 <u>2年</u> に達しない生児(特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。)を育てる場合。ただし、男性職員にあっては、配偶者が当該生児を育てることができない場合に限る。)	1回につき45分ずつ又は1回につき30分及び <u>60分(生後1年6月に達した生児を育てる職員にあっては、1回につき30分ずつ)の1日2回(男性職員にあっては、配偶者が取得する当該休暇(労働基準法第67条の規定に基づく休暇等を含む。))を含む。)</u>
(16)～(21) 略	略

2～5 略

旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(抜粋)

本則

(特別休暇)

第 12 条 条例第 15 条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。

原因	承認を与える期間
(1)～(14) 略	略
(15) 育児(職員が生後 <u>1年6月</u> に達しない生児(特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。)を育てる場合。ただし、男性職員にあっては、配偶者が当該生児を育てることができない場合に限る。)	1回につき45分ずつ又は1回につき30分及び <u>60分の1日2回(男性職員にあっては、配偶者が取得する当該休暇(労働基準法第67条の規定に基づく休暇等を含む。))を含む。)</u>
(16)～(21) 略	略

2～5 略

新 旧 対 照 表

新

旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）  
（抜粋）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）  
（抜粋）

本則

本則

（特別休暇関係）

（特別休暇関係）

第7 略

第7 略

2・3 略

2・3 略

4 育児

4 育児

(1) 「生後2年に達しない生児」とは

生児とは実子及び養子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）をいう。また生後2年の計算については民法の一般原則によるものとする（生後1年6月の計算も同じ。）。

(1) 「生後1年6月に達しない生児」とは

生児とは実子及び養子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）をいう。また生後1年6月の計算については民法の一般原則によるものとする。

(2)・(3) 略

(2)・(3) 略

5 社会に貢献する活動

5 社会に貢献する活動

(1)～(3) 略

(1)～(3) 略

(4) 「人事委員会が定めるもの」とは、  
次に掲げる施設とする。

(4) 「人事委員会が定めるもの」とは、  
次に掲げる施設とする。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設（ウ及びキに掲げる施設を除く。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター並びに同条第28項に規定する福祉ホーム

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設（ウ及びキに掲げる施設を除く。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター並びに同条第26項に規定する福祉ホーム

イ～オ 略

イ～オ 略

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設

キ～ケ 略  
(5)～(8) 略  
6～9 略

キ～ケ 略  
(5)～(8) 略  
6～9 略